

循環器疾患についての確認依頼

各都道府県の事業について、以下3点のご回答をお願いします。

① 脳卒中登録事業(脳卒中発症者の名簿作成等の登録事業)の都道府県として実施の有無

--

② 脳卒中以外の循環器疾患登録事業の都道府県としての実施の有無
(②の事業を行っている場合は、その疾患名)

(疾患名)

③ ①又は②の事業を実施している場合は、それぞれの事業開始年度

--

(根拠法令)

○健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)□

第16条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病(以下単に「生活習慣病」という。)との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

○健康増進法施行令(平成14年12月4日政令第361号)□

第2条 法第16条の政令で定める生活習慣病は、がん及び循環器病とする。

○「健康増進法等の施行について」平成15年4月30日健発第0430001号、食発第0430001号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬局食品保健部長連名通知

第2 法の概要

4 第3章 国民健康・栄養調査等

(2)生活習慣病の発生状況の把握

国及び地方公共団体は、生活習慣とがん、循環器病その他の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生状況の把握に努めること。(法第16条)具体的な内容は、地域がん登録事業及び脳卒中登録事業であること。